第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

令和２年６月１０日

住　　所　富山県富山市桜町１－１－３６
事業者名　富山地方鉄道株式会社
代表者名　代表取締役社長　辻川　徹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

バリアフリー法に基づく駅の段差解消に向けて、計１６駅でスロープやエレベーターを設置し、また、計１０駅でバリアフリー化したトイレを設置しており、2019 年 3 月に公共交通移動円滑化基準省令適合の栄町駅を開業し、2019 年 12 月に荻生駅を公共交通移動円滑化基準省令適合駅に改修した。

また、老朽化した車両を 2019 年度にバリアフリー化された中古車両に２編成を更新し、2021 年度に更に１編成更新する計画である。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①有人駅で障害者が乗車する際、駅員が降車駅を訪ね降車駅に連絡し降車補助を行っている。その際は乗務員にも障害者が乗車していることを伝え、乗降の補助を行う。

②ウェブサイトにスロープの有無やバリアフリー化したトイレの有無を掲載している。併せて、自治体及び障害者団体等のウェブサイトにも同様の情報提供をしていく。

③近隣に障害者支援学校等の施設がある駅にて、利用者本人及び指導者と共同して乗降訓練等を定期的に実施していく。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車両の更新	・バリアフリー化した中古車両１編成を導入する。（2021 年度）

②　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗降補助サービスの提供	・事前に高齢者や障碍者等の利用者より具体的な日時・乗降場所の連絡を受けた場合の乗降支援体制を構築する。 （2020 年度）

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
駅施設のウェブ掲載の拡充	・駅設備のバリアフリー状況等の情報を沿線自治体等のウェブサイト等への掲載を依頼し、情報の拡充を行う。（2020 年度）
運行情報の音声案内の提供	・遅延時・緊急時等において無人駅への遠隔放送による音声案内を実施する。（2020～2022 年度）

④　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗務員の技術向上	・全乗務員を対象とした接遇向上キャンペーンを実施し、各々の運転手の接客の状況を把握し、指導を実施する。（2020 年度） ・全乗務員を対象に、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を実施する。（2020 年度）

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・メールや電話で寄せられる利用者の意見や苦情を社内で共有するとともに、改善に活用する。 ・鉄軌道部営業課をバリアフリーの主管課として、社として推進体制を構築し、計画的に進めていく。 ・戸別訪問事業を実施し、その際に周辺駅の設備などの情報を提供する。 ・障害当事者の意見を聞く場を設け、重要な案件があれば、社内会議で取り上げ、対応等を検討する。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由
車両の更新	中古車両１編成の導入を 2020 年度から 2021 年度とした。	事業計画の見直しを行ったため。

Ⅴ　その他計画に関連する事項

当社の中期事業計画及び沿線自治体が掲げる公共交通ビジョン等と関連し計画する。

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。